

○草津市長の政治倫理に関する条例

平成17年3月31日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、市長等の責務および政治倫理規準を定めること等により、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、清潔で民主的な市政の発展と公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(責務)

第2条 市長は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 市民は、公共の利益の重要性を深く認識し、市長の有する権限または地位による影響力を不正に行使させることのないよう努めなければならない。

(政治倫理規準)

第3条 市長は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の福祉の向上を目標として行動するとともに、地方自治の本旨と民主主義にのっとり、その責務を全うすること。
- (2) 自らの行動を厳しく律し、市長としてふさわしい品位と識見を養うこと。
- (3) 特定の利益を擁護することにより公共の福祉を損なう等市民の信託に反する行為は厳として慎み、かつ、市民から批判を受けることのないように努めなければならないこと。
- (4) 市民全体の奉仕者として行動するものとし、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- (5) 行政庁が行う許可もしくは認可、市もしくは市が出資する団体が発注する工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約および物品の購入契約等または指定管理者の指定に関して、特定の者に有利または不利になるような働きかけをしてはならないこと。

(6) 前号に規定するもののほか、その権限または地位による影響力を及ぼすことにより公務員および市が出資する団体の役職員の公正な職務の執行を妨げる等不正な行為をしてはならないこと。

(7) 政治活動に関し、政治的または道義的な批判を受けるような寄附を受けないものとし、その後援団体についても、同様の措置をとること。

2 市長は、政治倫理に関し、政治的な批判を受けたときは、真しかつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとする。

(審査等の請求)

第4条 市民は、市長が次の各号のいずれかに違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、有権者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。）200人以上の者の連署をもって、市長に対して審査または調査（以下「審査等」という。）を請求することができる。

(1) 前条第1項に規定する政治倫理規準

(2) 第10条に規定する契約および指定管理者の指定に関する遵守事項

(3) 第11条に規定する社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項

2 市長は、前項の規定により自らに対する審査等の請求を受けたときは、直ちに草津市政治倫理審査会に審査等を付託しなければならない。

(審査会の設置)

第5条 政治倫理に関する審査等を行うため、草津市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員6人以内で組織する。

3 審査会の委員は、社会的信望があり、かつ、地方行政に関し高い識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 審査会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 審査会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

(審査会の運営)

第6条 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 審査会が、市長に対して、この条例の遵守、役職辞任または辞職の勧告、文書警告その他の措置を審査等の結果に明記しようとするときは、出席委員全員の合意によるものとする。
 - (2) 審査会は、審査等のため必要があるときは、市長または関係者に対し、その出席を求めて意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めることができる。
 - (3) 審査等の請求に係る市長は、審査会から出席の要請があった場合は、必ず出席し、誠実に答える義務を負う。
 - (4) 審査等の請求に係る市長は、審査会において弁明することができる。
 - (5) 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - (6) 審査会の委員は、公平かつ適切に職務を執行しなければならない。
 - (7) 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。
- 2 審査会は、前項第1号に定める措置に至らなかった場合で、審査等の請求に係る市長の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
 - 3 審査会は、第1項の規定による審査等を終えたときは、審査等の結果を市長に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
 - 4 審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査等の結果の通知)

第7条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、審査等の請求をした者に対して審査等の結果を通知しなければならない。

(職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会)

第8条 市長は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの規定に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)による第一審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、その理由を市民に対して説明する会(以下「説明会」という。)を開催し、自ら説明をしなければならない。

- 2 市民は、説明会において、市長が行った説明に関し、市長に質問することができる。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第9条 市長は、前条第1項の有罪判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定その他法律の規定に該当することにより失職する場合を除き、辞職手続を執るものとする。

(契約および指定管理者の指定に関する遵守事項)

第10条 市長は、自らが役員をしている企業等（以下「関係企業等」という。）に対して、地方自治法第142条の規定の趣旨を尊重し、第3条第1項第5号に規定する契約（下請負を含む。）または指定管理者の指定に関し、市民に疑惑の念を生じさせるような取扱いをしてはならない。

2 市長は、関係企業等において役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を作成し、その在任期間中、市民の閲覧に供しなければならない。

(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項)

第11条 市長は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人について、当該法人の役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を作成し、その在任期間中、市民の閲覧に供しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成20年12月24日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。